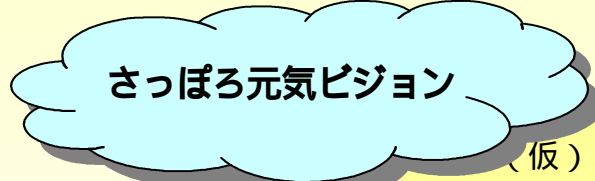


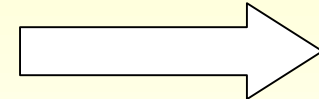
(仮)まちづくりセンター改編後の事務

現在の事務分掌

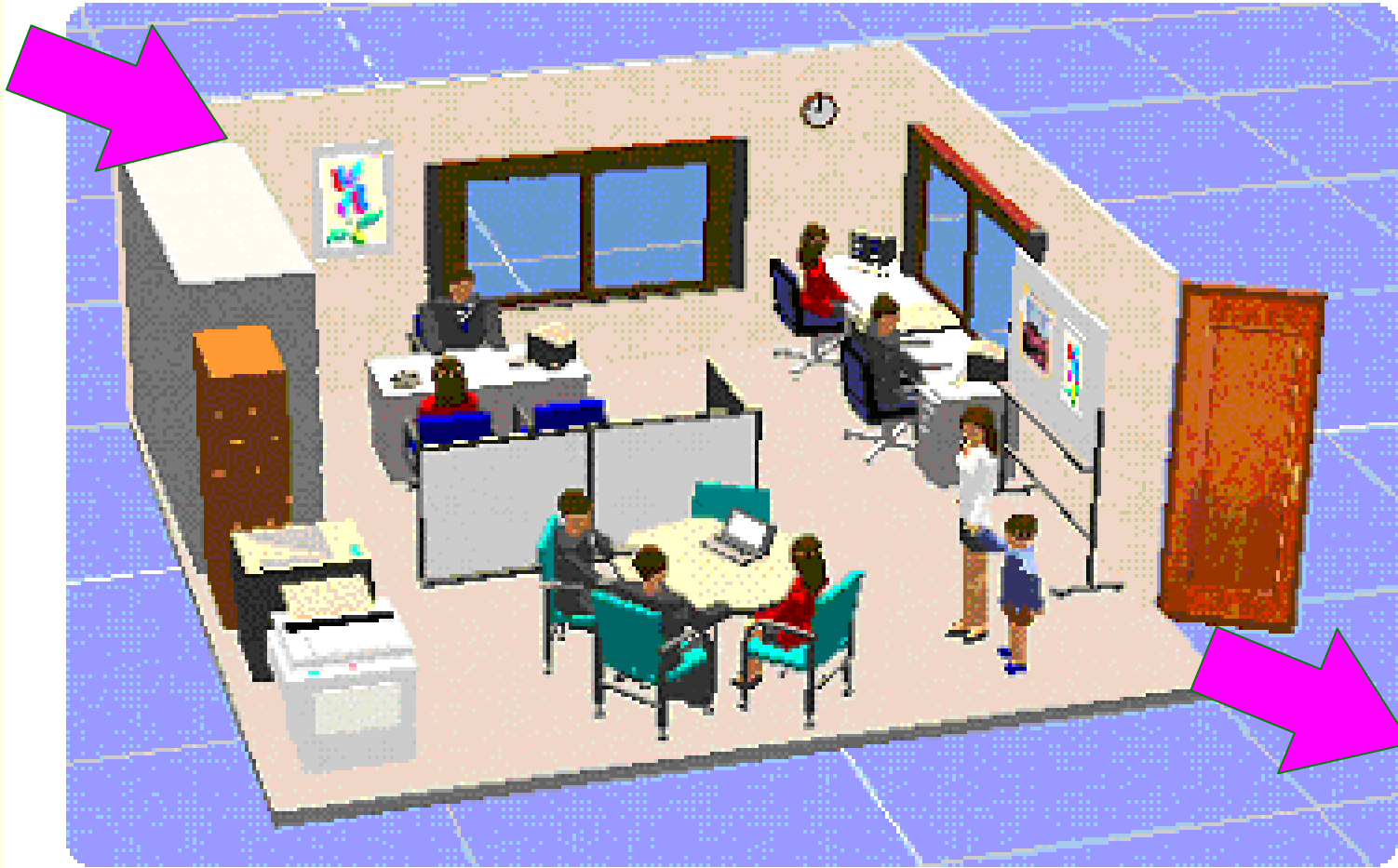
- 1 地区住民組織の振興に関すること。
- 2 地区住民福祉活動の支援に関すること。
- 3 市民集会施設の建設に係る相談及び要望等の集約に関すること。
- 4 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関すること。
- 5 地区に係る要望等の収集に関すること。
- 6 市からの連絡等の周知に関すること。
- 7 児童会館の管理に関すること。(一部)
- 8 地区センターの管理に関すること。(一部)
- 9 コミュニティセンターの管理に関すること。(一部)
- 10 区民センターの管理に関すること。(一部)
- 11 その他区長が必要と認めたこと。



(仮)まちづくりセンターとは
多様な市民、地域のまちづくりに意欲を持つ市の職員
が集い、地域の課題を共有し相談しあえる場



(仮)まちづくりセンターの事務



(仮)まちづくりセンターのイメージ

現在の事務分掌

- 1 **まちづくり協議会の設置及び支援**
まちづくり関係の情報集約・整理
(データベース作成)
コーディネーター活動(団体間の調整, 市事業部局との調整)
地域力を育てるインキュベーター活動(団体間の調整, 人材・団体・活動事例データベースの作成, 市事業部局との連携)
- 2 **地域課題に関する情報収集**
地域課題関係の情報集約・整理(データベース作成),
- 3 **地域課題に関する相談対応**
コーディネーター活動(団体等, 市事業部局との調整)
- 4 **情報交流の推進**
(仮)まちづくりセンターにおける
団体, 市民間の情報交流の促進
情報交流スペースの活用促進
情報交流用ホームページの作成